

第 1

令和 7 年 6 月 2 6 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第33号 唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の一部改定について	・・・	1
議案第34号 唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正 する規則制定について	・・・	6
議案第35号 唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について		【資料当日配布】
議案第36号 唐津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について		【資料当日配布】
(議案第35号及び議案第36号は、人事議案のため当日資料を配布します。)		

2 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 6月市議会定例会の報告について(教育総務課)	【資料当日配布】
② 近代図書館の一般用エレベーター改修工事に伴う臨時休館について (近代図書館)	・・・ 23
③ 共催及び後援について(教育総務課)	・・・ 24
④ 教育委員会行事予定(教育総務課)	・・・ 25
(3) その他	

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について(案)

日 時	令和7年7月24日(木) 14時00分
会 場	唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 33 号

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の一部改定について

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画について、一部改定するものとする。

令和 7 年 6 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 令和 5 年 12 月に策定した唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画について、令和 7 年 4 月の定例教育委員会で協議の上、承認を得たため、一部改定するものである。

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画（案）

令和５年１２月

（令和７年 月改定）

唐津市教育委員会

1 基本策定の要旨

本計画は、本市の小中学校校舎における児童・生徒用のトイレ洋式化（以下「トイレ洋式化」という。）を行い、児童・生徒が安全安心で快適に利用できるように整備を行うものである。

2 トイレ洋式化に係る今後の方針及び整備計画

(1) トイレ洋式化の優先順位

- ① 令和5年10月時点で小中学校から要望があった学校。そのうち、小学校から順次、整備を行うものとする。
- ② 今後、個別施設計画に基づく改築工事及び大規模改造工事（以下「改築工事及び大規模改造工事」という。）を行う計画がない学校。ただし、改築工事及び大規模改造工事を行う計画がある学校で、①の要望があった学校については、必要最小限度で整備を行う。
- ③ 改築工事及び大規模改造工事が完了している学校において、トイレの洋式化率が低い学校

(2) 屋外便所及び現在、洋式便器が充足している離島の小中学校については、本計画の対象としない。ただし、屋外便所については、学校等の改築工事及び大規模改造工事を行う際に併せて整備を行う。

(3) 改築工事及び大規模改造工事を行う計画がある学校（屋内運動場を含む。）については、当該工事の際に「唐津市小中学校施設整備ガイドライン」に沿って整備を行う。

(4) 今後の社会情勢の変化及び学校へのヒアリング等により、本計画について変更すべき箇所が生じた場合は協議し、見直しを行う。

3 その他

(1) 小中学校洋式トイレ設置状況

別紙1のとおり

(2) トイレ洋式化設置年次計画（案）

別紙2のとおり

(3) 便器数の設定

便器数については、空気調和・衛生工学会が示す便器の適正器具数の算定に基づき、必要数を洋式便器に改修を行う。

(4) その他の改修

学校のトイレの現状に応じた改修を行うため、必要に応じてブースの改修や湿式の床を乾式に改修することなども併せて行うこととする。

小中学校洋式トイレ設置状況(令和7年4月1日時点) (案)

別紙1

		洋便器				和便器				合計			
		(A) 校舎	(B) 体育館・ 武道場	(C) 屋外トイレ	(A+B+C) 合計	(D) 校舎	(E) 体育館・ 武道場	(F) 屋外トイレ	(D+E+F) 合計	(G) 校舎	(H) 体育館・ 武道場	(I) 屋外トイレ	(G+H+I) 合計
小学校	東唐津小学校	6	0	0	6	15	3	0	18	21	3	0	24
	外町小学校	20	4	2	26	37	1	1	39	57	5	3	65
	長松小学校	30	0	0	30	56	0	0	56	86	0	0	86
	西唐津小学校	17	5	0	22	35	0	0	35	52	5	0	57
	竹木場小学校	21	2	0	23	0	1	0	1	21	3	0	24
	高島小学校	4	0	0	4	2	0	0	2	6	0	0	6
	佐志小学校	21	2	3	26	38	2	3	43	59	4	6	69
	鏡山小学校	69	8	0	77	6	0	0	6	75	8	0	83
	久里小学校	33	3	0	36	0	0	1	1	33	3	1	37
	鬼塚小学校	9	4	0	13	18	0	3	21	27	4	3	34
	湊小学校	6	4	0	10	21	2	4	27	27	6	4	37
	成和小学校	21	0	0	21	27	0	5	32	48	0	5	53
	大志小学校	28	4	0	32	15	2	3	20	43	6	3	52
	浜崎小学校	65	0	0	65	8	2	3	13	73	2	3	78
	玉島小学校	8	0	0	8	13	5	3	21	21	5	3	29
	平原小学校	4	0	0	4	8	0	4	12	12	0	4	16
	相知小学校	33	0	0	33	0	0	2	2	33	0	2	35
	伊岐佐小学校	4	0	0	4	8	0	2	10	12	0	2	14
	北波多小学校	25	0	3	28	0	0	0	0	25	0	3	28
	肥前小学校	16	5	0	21	0	0	0	0	16	5	0	21
	向島分校	休校											
	名護屋小学校	14	0	0	14	19	5	0	24	33	5	0	38
	打上小学校	6	0	0	6	21	5	0	26	27	5	0	32
	加唐小学校	5	0	0	5	3	0	3	6	8	0	3	11
	松島分校	休校											
	馬渡小学校	5	2	0	7	6	1	0	7	11	3	0	14
	呼子小学校	8	0	2	10	30	0	7	37	38	0	9	47
	小川小学校	5	0	0	5	10	2	2	14	15	2	2	19
	七山小学校	9	0	0	9	13	2	2	17	22	2	2	26
	小学校 計	492	43	10	545	409	33	48	490	901	76	58	1,035
中学校	第一中学校	32	4	1	37	15	5	3	23	47	9	4	60
	佐志中学校	33	5	4	42	0	0	3	3	33	5	7	45
	高峰中学校	10	0	3	13	0	0	0	0	10	0	3	13
	第五中学校	13	1	0	14	51	3	1	55	64	4	1	69
	鏡中学校	8	0	0	8	19	5	3	27	27	5	3	35
	鬼塚中学校	25	0	0	25	0	3	4	7	25	3	4	32
	湊中学校	6	6	0	12	18	0	3	21	24	6	3	33
	西唐津中学校	6	0	0	6	42	5	3	50	48	5	3	56
	浜玉中学校	40	6	5	51	0	3	0	3	40	9	5	54
	敷木中学校	23	7	5	35	0	0	0	0	23	7	5	35
	相知中学校	39	3	1	43	0	5	4	9	39	8	5	52
	北波多中学校	7	1	0	8	9	5	0	14	16	6	0	22
	肥前中学校	23	0	3	26	6	0	0	6	29	0	3	32
	加唐中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	馬渡中学校	2	0	0	2	5	0	0	5	7	0	0	7
	海青中学校	16	0	2	18	6	0	1	7	22	0	3	25
	小川中学校	2	0	0	2	3	2	1	6	5	2	1	8
	七山中学校	4	0	0	4	8	1	1	10	12	1	1	14
	中学校計	289	33	24	346	182	37	27	246	471	70	51	592
	合計	781	76	34	891	591	70	75	736	1,372	146	109	1,627

トイレ洋式化設置年次計画(案)

別紙2

計画年		洋便必要便器数		
		(A) 男子	(B) 女子	(A + B) 合計
令和6年度	長松小学校	2	1	3
	竹木場高峰	5	5	10
	成和小学校	0	3	3
	名護屋小学校	0	3	3
	小計	7	12	19
令和7年度	東唐津小学校	2	4	6
	佐志小学校	5	5	10
	湊小学校	3	6	9
	大志小学校	2	0	2
	玉島小学校	2	4	6
	平原小学校	0	6	6
	伊岐佐小学校	2	4	6
	打上小学校	2	2	4
	呼子小学校	3	6	9
	七山小中学校	3	6	9
	第一中学校	3	0	3
	湊中学校	3	6	9
	北波多中学校	3	6	9
	海青中学校	3	0	3
	小計	36	55	91
	計	43	67	110

議案第 34 号

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則制定について

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 唐津市立小中学校に在籍する児童又は生徒の学校給食費無償化及び学校給食費の額の見直しに伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則

2 改正理由

保護者等の経済的負担軽減を図るため、児童又は生徒の学校給食費無償化に伴い改正するもの。また、食材価格が高騰しているため、学校給食費の額の見直しに伴い改正するもの。

3 規則案の内容

(1) 学校給食費無償化に伴う改正

①学校教育法第19条の規定による援助を受けているものの学校給食費については、学校給食費の無償化で対応することとしたため、第10条の学校給食費の徴収に関する規定から、同対象者に対する援助費からの徴収に関する規定を削除

②保護者等が災害により被害を受けた場合にかかわらず学校給食費を無償化するため、第11条の学校給食費の減免に関する規定から、災害により被害を受けた場合に減免を行う規定を削除するとともに、減免に際し申請書の提出を不要とする。

③減免に際し申請書の提出を不要とするため、減免申請書（第4号様式）及び減免決定通知書（第5号様式）を削除

(2) 学校給食費の額の見直しに伴う改正

①第6条の学校給食費の一食当たりの額を次のとおり改正

児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者の額 2 5 3 円→3 0 1 円

生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者の額 3 0 4 円→3 6 2 円

②別表の4月分から2月分までの期別の納付額を次のとおり改正

児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者の額

4, 5 0 0 円→5, 3 5 0 円

生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者の額

5, 2 5 0 円→6, 2 5 0 円

4 施行期日

令和7年9月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則制定について

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「253 円」を「301 円」に改め、同項第 2 号中「304 円」を「362 円」に改める。

第 10 条の見出し中「就学援助費等」を「教育扶助費等」に改め、同条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 条例第 5 条の規定による学校給食費の減免は、市長が特に必要があると認めるときに、市長が認める額を行うものとする。ただし、前条第 1 項に規定する扶助を受けることができる場合は、この限りではない。

別表中「4, 500 円」を「5, 350 円」に、「5, 250 円」を「6, 250 円」に改める。

第 4 号様式及び第 5 号様式を削り、第 6 号様式を第 4 号様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食について適用し、同日前に実施する学校給食については、なお従前の例による。

議案第34号参考資料

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(学校給食費の額)			(学校給食費の額)	
第6条 条例第3条第2項に規定する学校給食費の一食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第6条 条例第3条第2項に規定する学校給食費の一食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		第6条 条例第3条第2項に規定する学校給食費の一食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	301円		(1) 児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	253円
(2) 生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	362円		(2) 生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	304円
2及び3 略			2及び3 略	
(教育扶助費等からの学校給食費の徴収)			(就学援助費等からの学校給食費の徴収)	
第10条	第10条		第10条	
略			略	
2 略			3 略	
(学校給食費の減免)			(学校給食費の減免)	
第11条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、市長が特に必要があると認めるときに、市長が認める額を行うものとする。ただし、前条第1項に規定する扶助を受けることができる場合は、この限りではない。	第11条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、市長が特に必要があると認めるときに、市長が認める額を行うものとする。ただし、前条第1項に規定する扶助を受けることができる場合は、この限りではない。		第11条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条第1項又は第2項に規定する援 助又は扶助を受けることができる場合は、この限りではない。	
			(1) 保護者等が地震、風水害、火災その他の災害により、住家が全焼若しくは半 焼、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは準半壊又は床上浸水の被害 を受けたとき 被害にあった日から1年間に於いて当該保護者等が負担すべき 学校給食費の全額	
			(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が定め る額	

- 2 学校給食費の減免を受けようとする保護者等は、唐津市学校給食費減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、唐津市学校給食費減免決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

別表（第9条関係）

期別	納期限	学校給食の提供を受ける者	
		児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者
4月分	5月末日	5, 3 5 0 円	6, 2 5 0 円
5月分	6月末日		
6月分	7月末日		
7月分	8月末日		
9月分	9月末日		
1 0月分	1 0月末日		
1 1月分	1 1月末日		
1 2月分	1 2月末日		
1月分	1月末日		
2月分	2月末日		
3月分	3月末日	年間納付額から、4月分から2月分までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額	

備考 納期限の欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その日の直後の休日等でない日を納期限とする。

別表（第9条関係）

期別	納期限	学校給食の提供を受ける者	
		児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者
4月分	5月末日	4, 5 0 0 円	5, 2 5 0 円
5月分	6月末日		
6月分	7月末日		
7月分	8月末日		
9月分	9月末日		
1 0月分	1 0月末日		
1 1月分	1 1月末日		
1 2月分	1 2月末日		
1月分	1月末日		
2月分	2月末日		
3月分	3月末日	年間納付額から、4月分から2月分までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額	

備考 納期限の欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その日の直後の休日等でない日を納期限とする。

第4号様式（第11条関係）

略	第5号様式 (第11条関係) 略 第6号様式 (第13条関係) 略
第4号様式 (第13条関係) 略	

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第4条の規定に基づく学校給食の実施及び唐津市学校給食費条例(令和5年条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づく学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(保護者に準ずる者)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者
- (2) その他保護者に準ずる者として教育委員会が認める者

(基準給食回数)

第4条 学校給食の回数は、1年度につき小学校196回、中学校190回を上限とし、校長が別に定める。

(学校給食の申込)

第5条 学校給食の提供を受けようとする児童又は生徒の保護者等、教職員その他学校給食の提供を受ける者は、唐津市学校給食申込書(第1号様式)又は学校給食の提供を受ける意思が確認できる書類を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該児童又は生徒の保護者等からの申込書の提出がない場合であっても、学校給食の提供を行うものとする。

(学校給食費の額)

第6条 条例第3条第2項に規定する学校給食費の一食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食の提供を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者 253円
- (2) 生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 304円

2 一の年度における学校給食費負担者が納付すべき学校給食費の額(以下「年間納付額」という。)は、前項各号に定める額に、当該学校給食費負担者が属する学校の校長が定めた給食回数を乗じて得た額とする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により予定していた学校給食の提供がなかったときは、前項の年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

(学校給食の停止又は再開)

第7条 保護者等は、当該保護者等に係る児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合において、学校給食の停止を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出なければならない。

- (1) 病気、事故その他の理由により、市が学校給食を実施する日において、児童又は生徒が連続して5日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日(以下「休日等」という。))を除く。)以上学校給食の提供を受けることができないとき。

- (2) 転入、転出その他の理由により、児童又は生徒が月の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができないとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項第1号の規定に基づき停止した学校給食の再開については、再開しようとする日の5日前(休日等を除く。)までに申し出るものとする。

3 第1項第1号の場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号にて算出する給食回数を年間の給食回数から除するものとする。

- (1) 学校給食の停止の申出を当該停止の日の初日の5日前(休日等を除く。)までに行ったとき 当該停止の日の初日から学校給食の提供を再開した日の前日までの期間における給食回数

- (2) 当該停止の日の初日の5日前までに申出を行わなかったとき 当該申出を行った日の5日後(休日等を除く。)から学校給食の提供を再開した日の前日までの期間における給食回数

4 食物アレルギー等のやむを得ない理由により児童又は生徒が主食及び副食又は牛乳(以下「給食区分」という。)のいずれかの学校給食の提供を受けることができないときは、前条第1項に定める額から当該給食区分の給食費に相当する額を減じるものとする。

(学校給食費の納付方法)

第8条 学校給食費の納付については、学校給食費負担金納入通知書(第2号様式)により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、納付すべき学校給食費を口座振替による方法で納付させることができる。

3 口座振替による方法で納入ができなかった学校給食費については、口座振替不能通知書(第3号様式)により徴収するものとする。

(月ごとの納付額及び納期限)

- 第9条 定期に学校給食を喫する者は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納期限及び納付額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 市長は、前項の規定により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより納付させることができる。
- 3 臨時に学校給食を喫する者は、学校給食の提供を受けた日の属する月の翌月末日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)までに当該提供に係る学校給食費を納付しなければならない。
(令6教委規則14・一部改正)
(就学援助費等からの学校給食費の徴収)
- 第10条 保護者等が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助を受けている場合の学校給食費は、当該援助費から徴収するものとする。
- 2 保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている場合の学校給食費は、当該教育扶助費から徴収するものとする。
- 3 児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定による申出があったときは、児童手当から学校給食費(滞納分に限る。)の徴収を行うものとする。
(学校給食費の減免)
- 第11条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条第1項又は第2項に規定する援助又は扶助を受けることができる場合は、この限りではない。
- (1) 保護者等が地震、風水害、火災その他の災害により、住家が全焼若しくは半焼、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは準半壊又は床上浸水の被害を受けたとき 被害にあった日から1年間において当該保護者等が負担すべき学校給食費の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が定める額
- 2 学校給食費の減免を受けようとする保護者等は、唐津市学校給食費減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、唐津市学校給食費減免決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。
(学校給食費の還付又は充当)
- 第12条 納付された学校給食費に過誤納金がある場合は、これを還付するものとする。ただし、学校給食費負担者に未納の学校給食費があるときは、その過誤納金を当該未納の学校給食費に充当するものとする。
(督促)
- 第13条 市長は、第9条に規定する納期限までに学校給食費が納入されない場合は、納期限の翌日から起算して20日以内に督促状(第6号様式)を送付するものとする。ただし、第10条に規定する方法によって納付する学校給食費負担者については、この限りでない。
(補則)
- 第14条 この規則に定めるもののほか、学校給食の実施及び管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前までに学校給食の提供を受けている者で、令和6年度も引き続き唐津市立小学校又は中学校に在籍しているものは、第5条第1項の規定による学校給食の提供を申し込んだものとみなす。
(準備行為)
- 3 この規則の規定による学校給食の提供に必要な申込手続その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 附 則(令和6年教委規則第14号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 別表(第9条関係)

期別	納期限	学校給食の提供を受ける者	
		児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者
4月分	5月末日	4,500円	5,250円
5月分	6月末日		
6月分	7月末日		
7月分	8月末日		
9月分	9月末日		
10月分	10月末日		

11月分	11月末日		
12月分	12月末日		
1月分	1月末日		
2月分	2月末日		
3月分	3月末日	年間納付額から、4月分から2月分までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額	

備考 納期限の欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その日の直後の休日等でない日を納期限とする。

第 1 号様式（その 1）（第 5 条関係）
唐津市学校給食申込書

年 月 日

唐津市教育委員会 様

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則第 5 条の規定に基づき、次のとおり学校給食の提供を申し込みます。学校給食費の納入については、唐津市が指定する期日までに遅滞なく納入します。

児童生徒	ふりがな			
	氏名			
	学校名	唐津市立	学校	学年 年
	生年月日	年 月 日生		
保護者等	ふりがな			児童生徒か らみた続柄
	氏名			
	住所			
	連絡先 (電話番号)	— —		

<注意事項>

- 1 この申込書は、児童生徒 1 人につき 1 枚記入し、学校に提出してください。
当該児童生徒が唐津市立の小学校及び中学校に在学する期間中有効となります。
- 2 学校給食費の滞納が続き、支払う意思が見られない場合、法的措置をとることがあります。

第1号様式(その2)(第5条関係)

唐津市学校給食申込書

年 月 日

唐津市教育委員会 様

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則第5条の規定に基づき、次のとおり学校給食の提供を申し込みます。学校給食費の納入については、唐津市が指定する期日までに遅滞なく納入します。

申込者 (教職員)	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL — —
	勤務校	

・複数校勤務の場合は拠点校を記入。給食センター勤務者はセンター名を記入。

《注意事項》

- 1 定期喫食の教職員、給食センター勤務者用です。
- 2 この申込書は、学校に勤務する者は学校長に、学校給食センターに勤務する者は給食センター所長に提出してください。なお、唐津市立の小学校及び中学校に勤務する期間中有効となります。
- 3 複数校勤務される場合は、拠点校の学校長に提出してください。

第1号様式(その3)(第5条関係)

唐津市学校給食申込書

年 月 日

唐津市教育委員会 様

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則第5条の規定に基づき、次のとおり学校給食の提供を申し込みます。学校給食費の納入については、唐津市が指定する期日までに遅滞なく納入します。

申込者	住所			
	団体名			
	代表者氏名			
	連絡先			
学校給食の提供を受ける日		年 月 日()	喫食者数	名
学校給食の提供を受ける場所		学校・給食センター		
学校給食の提供を受ける目的				
納付書送付先	住所			
	宛名			

《注意事項》

- 1 不定期勤務の教職員、試食会の参加者その他学校給食の提供を受ける方用です。
- 2 この申込書は、学校給食の提供を受ける学校又は学校給食センターに提出してください。
- 3 申込後のキャンセル又は申込内容に変更が生じた場合は、学校又は学校給食センターが指定する期日までに連絡をしてください。食材の発注キャンセルが間に合わないときは、給食費が必要になりますのでご了承ください。

第2号様式(第8条関係)

第2号様式（第8条関係）

[illegible]

第3号様式(第8条関係)

第3号様式（第8条関係）

(表)

年度 学校給食費 且 納付済通知書 印鑑欄 (記入者) 氏名 (記入者) 納 附 票 ① <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 90%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 90%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 通学用紙 給食費 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 通学用紙 年度コード 学年コード <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納付額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">給食手数料</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">給食費</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">合計金額</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 上記の金額を現金で納入し、この通知書を送ります。															納付額		給食手数料		給食費		合計金額										印鑑欄 (記入者) 氏名 (記入者) 年度 納付額 且 納付済通知書 印鑑欄 (記入者) 氏名 (記入者) 納 附 票 ① <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 90%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 90%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 通学用紙 給食費 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 通学用紙 年度コード 学年コード <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納付額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">給食手数料</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">給食費</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">合計金額</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 上記の金額を現金で納入し、この通知書を送ります。															納付額		給食手数料		給食費		合計金額										印鑑欄 (記入者) 氏名 (記入者) 年度 納付額 且 納付済通知書 印鑑欄 (記入者) 氏名 (記入者) 納 附 票 ① <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 90%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 90%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 通学用紙 給食費 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="width: 10%; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 通学用紙 年度コード 学年コード <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">納付額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">給食手数料</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">給食費</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">合計金額</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> 上記の金額を現金で納入し、この通知書を送ります。															納付額		給食手数料		給食費		合計金額									
納付額		給食手数料		給食費		合計金額																																																																																						
納付額		給食手数料		給食費		合計金額																																																																																						
納付額		給食手数料		給食費		合計金額																																																																																						

(圖)

【納付場所】		

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

(学校給食費負担者) 氏名

連絡先

唐津市学校給食費減免申請書

学校給食費について減免を受けたいので、唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

対象となる	学 校 名	唐津市立	学校	学年	年
児童又は生徒	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
申請理由	該当する理由の番号に○印を付けてください。 1 地震 2 風水害 3 火災 4 その他 ()				
被災日	年 月 日				
申請理由の 具体的な内容					

《注意事項》

- 1 減免の対象となる児童生徒1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 リ災証明書等それを証明する書類を添付してください。
- 3 申請理由が4に該当する場合は、その内容を具体的に記載してください。

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長 印

唐津市学校給食費減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

申請者 (学校給食費負担者)	住所			
	氏名			
対象となる児童 又は生徒等	学校名		学年	
	ふりがな			
	氏名			
決定内容				

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に唐津市を被告として（被告を代表する者は、唐津市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

第6号様式(第13条関係)

第6号様式（第13条関係）

[illegible]

（基）		
【納付場所】		※ この督促通知書宛に納入されたときは、行き違いですのでご了承ください。